

生徒心得

この生徒心得は本校の教育目標にしたがい、生徒として学校内外の生活をおくる上において守らなければならない日常のきまりを示したものである。本校生徒は常に室蘭工業高校生としての良識と自覚をもち、この心得を正しく理解し、これを実行すること。

第1章 服装・頭髪

第1条 男女とも本校指定の制服とする。本校指定以外の制服の着用は認めない。

- (1) 登下校の際は制服着用、靴履きとする。
- (2) 本校指定の校章、科章をつけること。
- (3) 夏季略装について

男女とも6月から9月末前後まで夏季略装を認める。

〈男子〉

白のワイシャツ、白の開襟シャツ又は白、紺、黒のポロシャツとする。

ポロシャツは胸元約5cm四方のワンポイントまでとする。

〈女子〉

ブラウスなどに指定のベストを着用又は白、紺、黒のポロシャツとする。

ポロシャツは胸元約5cm四方のワンポイントまでとする。

男女ともカーディガン、トレーナー、パーカーなどの上着代替りのものを着用してはいけない。

第2条 頭髪は常に清潔を保ち、みぐるしくないように心がけること。

第2章 校内生活

第3条 登下校に際しては、生徒玄関から出入りすること。

第4条 校舎内においては、本校指定の上履きを使用すること。

第5条 本校の施設、設備を破損したり、紛失しないように注意すること。破損、紛失した場合は、速やかに、関係教職員に届け出ること。故意に破損、紛失した場合は弁償、修繕させる。

第6条 登校後の外出は原則として禁止する。必要のあるときは必ず担任の許可を受けること。

第7条 互いに礼儀を正しくし、暴言、暴力行為は絶対に慎むこと。

第3章 校外生活

第8条 身分証明書は常に携帯すること。

第9条 本校で禁止している遊技場、娯楽場等への出入りはしないこと。

第10条 校内外を問わず、薬物等の乱用、および飲酒、喫煙、また、その疑いを受けるような行為もしないこと。

第11条 酒類を主とする飲食店への出入りはしないこと。

第12条 外出の際は保護者に行先、理由を告げ、夜間は午後10時までに帰宅すること。外泊は原則としてしないこと。

第13条 常に交通道德及び道路交通法規等を守り、交通安全に留意すること。

第14条 バス・汽車等を利用して通学する生徒は、それぞれの機関規則を順守すること。

第15条 下宿生は規律正しい生活を送るため、下宿生の心掛けを遵守すること。

第4章 各種願出・届出等

第16条 次の場合は、あらかじめ担任を通して願い出て学校長の許可を受けること。

- (1) アルバイトをするとき。
- (2) 自転車通学をするとき。
- (3) 自動車学校に入校し、自動車運転免許を取得するとき。(第3学年の2学期中間考査以降)

第17条 やむを得ず欠席、欠課、遅刻、早退するときは定められた様式で担任に願い出て許可を受けること。

第5章 車両に関すること

第18条 原動機付自転車・自動二輪車・自動車を運転して通学することは、いかなる理由があっても禁止とする。

第19条 在学中の車輛(原動機付自転車・自動二輪車・自動車等)の運転免許の取得は禁止する。ただし就職および進学準備のため第3学年の2学期中間考査以降に運転免許取得のため自動車学校に入校する場合は「自動車学校入校願」により、学校長の許可を受けること。

第20条 前条により運転免許証を取得した場合は、原則保護者が管理し、車両には乗らないこと。

第21条 自転車での通学は、「自転車通学許可願」により、学校長の許可を受けること。

第22条 自転車通学が許可された場合は、次の各号を遵守すること。

- (1) 所定のステッカーを貼付すること。
- (2) 許可した通学路を利用すること。
- (3) 前照燈、反射器材、ブレーキ、警音器等を整備し安全に心がけること。
- (4) 通学許可期間は、4月上旬から11月末日までを原則とする。
- (5) 自転車自賠責保険については加入が望ましい。

附則

この心得は昭和57年4月1日から施行する。

昭和60年4月1日一部改訂。

平成8年10月23日一部改訂。

平成10年6月1日一部改訂。

平成24年4月1日一部改訂。

令和2年4月1日一部改訂。

令和7年4月1日一部改訂。